

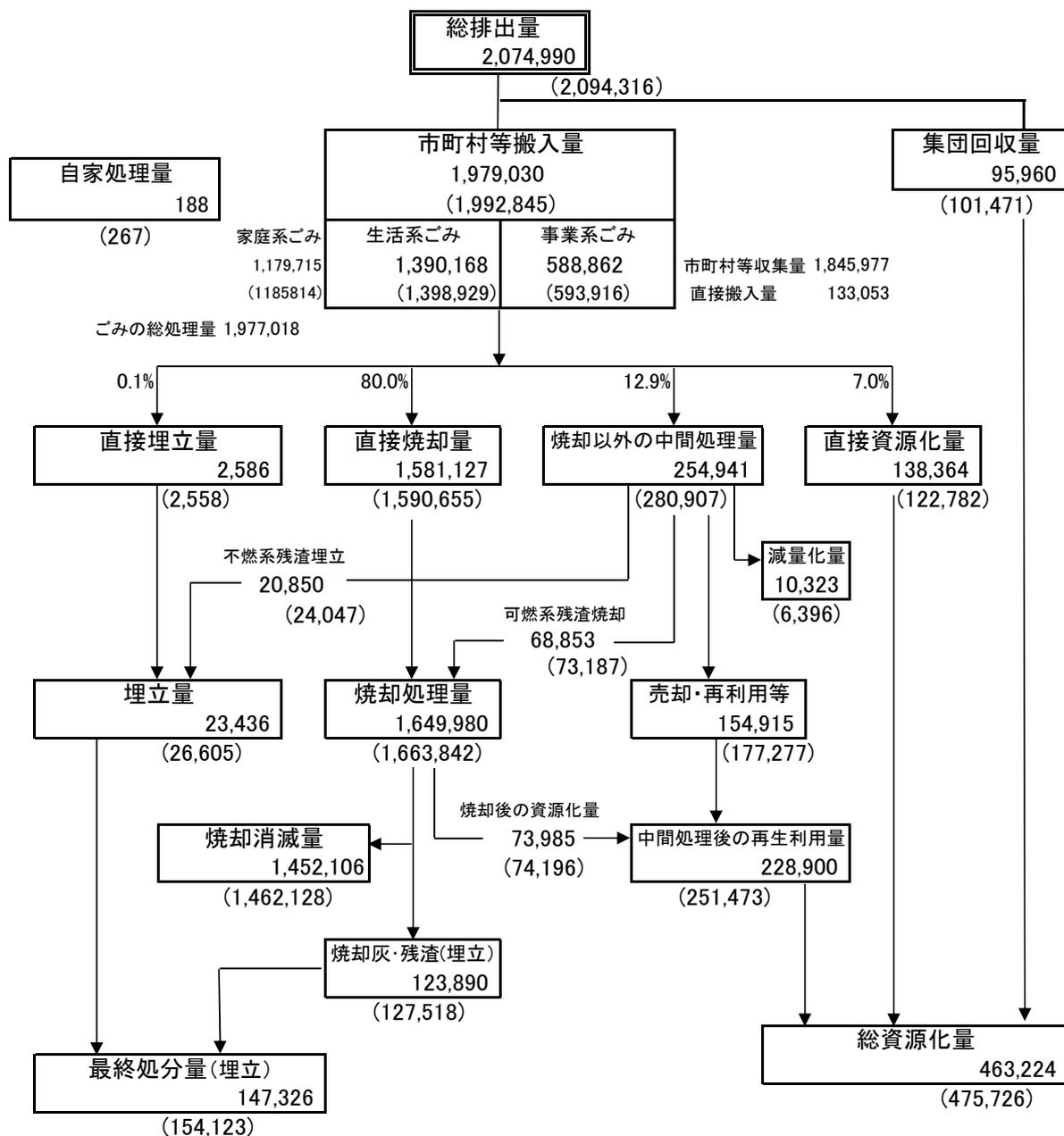
# 1. ごみ処理概要

## (1) -1 ごみの収集・処理量(ごみ処理フロー)

[単位:t/年]

・平成29年度におけるごみ処理量は次のとおりである。

( )は前年度数値



### 《前年度との比較》

	H29年度 (人口はH29.10.1現在)	H28年度 (人口はH28.10.1現在)	増 減
人 口*	629万8,748人	628万1,537人	17211人
	615万8,386人	615万2,712人	5674人
1人1日当たりのごみの排出量	903(923)g/人・日	913(933)g/人・日	-10 g(-1 g)/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	513(525)g/人・日	517(528)g/人・日	-4 g(-3 g)/人・日
1人1日当たりの最終処分量	64(66)g/人・日	67(69)g/人・日	-3 g(-3 g)/人・日
リサイクル率	22.3%	22.7%	-0.4 %
処理経費 (建設費含む)	13,346(13,650)円/人・年	15,001(15,315)円/人・年	-1655(-1665)円/人・年

(注) \*平成24年7月「住民基本台帳法」の一部改正により、平成24年度から人口には外国人住民数が含まれる。前年度との比較のため、外国人住民数を除いた人口を下欄に併記し、1人当たりの計算には外国人住民数を除いた人口で計算した値を( )内に記した。

【各項目の説明】

① ごみの総排出量

\*ごみの総排出量＝市町村等搬入量＋集団回収量 2,074,990 [t/年]  
市町村等搬入量＝市町村等収集量＋直接搬入量 ＝ 1,979,030 [t/年]  
ごみの総処理量＝直接埋立量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源 1,977,018 [t/年]  
(注) \*ごみの総排出量は、環境省統計にあわせ、従来の「市町村等処理量＋自家処理量」より上記に変更

② ごみの排出原単位(1人が1日に排出するごみの量)

ごみの排出原単位＝ $\frac{\text{ごみの総排出量}}{\text{ごみの計画処理区域人口} \times 365 \text{日}}$  ＝ 903 (923\*) [g/人・日]

家庭系ごみの排出原単位＝ $\frac{\text{*家庭系ごみの総排出量}}{\text{ごみの計画処理区域人口} \times 365 \text{日}}$  ＝ 513 (525\*) [g/人・日]

(注) \*家庭系ごみ排出量＝「生活系ごみ排出量」－「生活系ごみ排出量のうち資源ごみ排出量」

(注) \*ごみの計画処理区域人口は平成24年度から外国人を含んでいる。従来どおり外国人を除いた人口で計算した値を()内に記す。

③ ごみの焼却率

焼却処理量＝直接焼却量＋\*可燃系残渣＝ 1,649,980 [t/年]  
ごみの焼却率＝ $\frac{\text{焼却処理量}}{\text{ごみの総処理量}}$  ＝ 83.5 %

(注) \*可燃系残渣＝焼却施設以外の中間処理施設から発生する可燃物

④ ごみの埋立率

ごみの埋立率＝ $\frac{\text{最終処分量}}{\text{ごみの総処理量}}$  ＝ 7.5 %

⑤ ごみの減量処理率

ごみの減量処理率＝ $\frac{\text{直接焼却量} + \text{焼却以外の中間処理量} + \text{直接資源化量}}{\text{ごみの総処理量}}$   $\left[ = \frac{\text{ごみの総処理量} - \text{直接埋立量}}{\text{ごみの総処理量}} \right]$   
＝ 99.9 %

⑥ ごみの減量・減容処理率

ごみの減量・減容処理率＝ $\frac{\text{ごみの総処理量} - \text{総埋立量}}{\text{ごみの総処理量}}$  ＝ 92.5 %

⑦ リサイクル率

リサイクル率＝ $\frac{\text{総資源化量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$  ＝ 22.3 %

- ・総資源化量＝直接資源化量＋中間処理後の再生処理量＋集団回収量
- ・ごみの総処理量＝直接埋立量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量
- ・中間処理後の再生利用量とは、不燃ごみ・粗大ごみから回収した金属、エコセメント化された焼却灰、資源化された熔融スラグ等
- ・直接資源化量＝資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入される量
- ・集団回収量＝市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量

⑧ 県民1人1年当たりのごみ処理経費(建設改良費も含む)

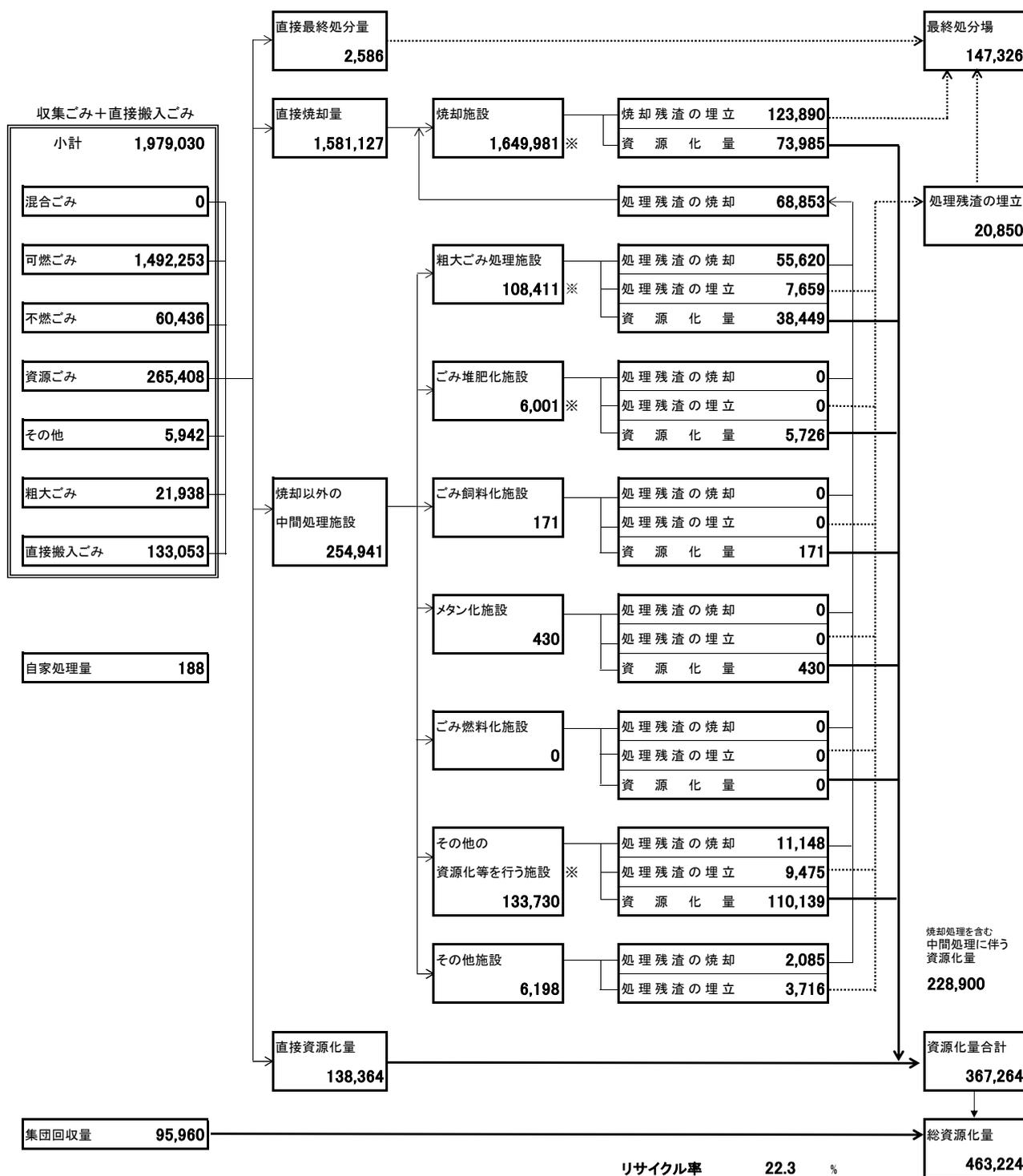
＝(廃棄物処理事業経費－組合分担金)÷人口  
＝ 13,346 (13,650\*) [円/人・年]

(注) \*県人口は平成24年度から外国人を含んでいる。従来どおり外国人を除いた人口で計算した値を()内に記した。

※ 市町村等搬入量と直接埋立量、直接焼却量、焼却以外の中間処理量、直接資源化量の合計値は一致しない。  
この理由として、処理施設における搬入と処理の時間のずれ、計量方法の違いなどが考えられる。

(1)-2 ごみの処理フローシート(詳細)  
(平成29年度実績)

[単位:t/年]



※内訳の合計値と合わないのは、ばい煙発生や減量化等による減少分があるため。  
ごみ燃料化施設の資源化量については、他施設へ搬入後に当施設に搬入され、資源化している分を含むため。

(2)ごみの処理人口内訳 (人)

計画処理区域人口内訳	
計画収集人口	自家処理人口
6,298,748	0

※人口は平成29年10月1日現在。

(3)収集・搬入状況 (t/年)

ごみ総排出量	ごみの種類	収集量	収集形態別内訳				形態別ごみ搬入量	
			直営	委託	許可	搬入量 (収集量+直搬)	生活系ごみ	事業系ごみ
ごみ総排出量	可燃ごみ	1,492,253	直営	119,003	136,453		1,390,168	
			委託	918,511				
			許可	454,739				
	不燃ごみ	60,436	直営	8,185	1,187,687			
			委託	48,860				
			許可	3,391				
	資源ごみ	265,408	直営	6,918	521,837		588,862	
			委託	196,886				
			許可	61,604				
	その他	5,942	直営	732	1,979,030			
			委託	4,944				
			許可	266				
粗大ごみ	21,938	直営	1,615	95,960				
		委託	18,486					
		許可	1,837					
小計	1,845,977	搬入量		1,979,030				
直接搬入ごみ	133,053	(収集量+直搬)						
集団回収量					95,960			
合計					2,074,990			

(4)処理状況 (t/年)

市町村処理量				集団回収量	自家処理量
直接焼却量	焼却以外の 中間処理量	直接埋立量	直接資源化量		
1,581,127	254,941	2,586	138,364	95,960	188
1,977,018					
2,072,978					

(5)資源化の状況

区分	①直接資源化量	②施設処理に伴う 資源化量	集団回収量	合計
資源化量(t)	138,364	228,900	95,960	463,224
構成割合(%)	29.9	49.4	20.7	100.0

①施設処理(中間処理)に伴う資源化量の施設別内訳

施設区分	焼却施設	粗大ごみ処理施設	ごみ堆肥化施設	ごみ飼料化施設	メタン化施設	ごみ燃料化施設	その他資源化施設
資源化量(t)	73,985	38,449	5,726	171	430	0	110,139

②資源化量の資源化物回収別内訳 (t/年)

	直接資源化量	施設資源化量	集団回収量
紙類	98,934	24,195	79,239
紙パック	273	116	152
紙製容器包装	2,867	1,385	13
金属類	4,682	44,439	3,785
ガラス類	4,496	34,114	5,531
ペットボトル	4,788	9,714	1,973
白色トレイ	30	1	0
容器包装プラスチック	551	25,508	0
プラスチック類	7	1,017	1
布類	6,010	2,691	5,234
肥料	—	5,726	—
飼料	—	171	—
溶融スラグ	—	46,733	—
固形燃料	—	0	—
燃料	—	217	—
セメント原料化	—	11,651	—
セメント工場直投	—	0	—
山元還元	—	0	—
廃食用油	41	11	12
その他	15,685	21,211	19
合計	138,364	228,900	95,960